

# 医療券の見方、確認について

生活保護受給者（被保護者）に対し医療扶助を決定した場合、福祉事務所から医療の種類（入院、入院外、歯科、調剤）に応じて、生活保護法医療券・調剤券（以下、「医療券等」という。）を発行します。

診療報酬請求の際には、医療券等の記載事項を、診療報酬明細書（レセプト）等に正確に転記してください。

一般的に保険証の内容と診療報酬明細書（レセプト）の記載内容が異なれば返戻となるように、被保護者の場合も、医療券等の内容と異なる場合、返戻対象となります。

医療機関で把握している生活保護受給者（被保護者）の情報と、医療券の記載内容が相違している場合は、福祉事務所へご連絡ください。

〒 857-●●●●  
佐世保市八幡町●●番地●●

医療法人●●● ●●御中

令和5年7月24日～31日の受診（入院、外来、調剤）が、医療扶助の適用期間となります。

令和5年7月23日  
佐世保市福祉事務所長

生活保護法医療券連名簿

受領書は翌月15日までに返送してください。

公費負担者番号：12421319

No.	受給者番号	氏名 性・生年月日	居住地	有効期間	券種	本人支払額	後保 社保 感染症	意見書
1	12***31	カノ ユリ 鹿ノ子 ゆり 女 S06.05.05	佐世保市高砂町●●番●●号 ○○アパート●●●●号	24-31	入院 単独		後保	
2	43***65	シマニ ユヒ 島波 夕陽 女 H16.01.05	佐世保市八幡町●●番●●号	1-20	入院 単独			※
3	43***65	シマニ ユヒ 島波 夕陽 女 H16.01.05	佐世保市八幡町●●番●●号	21-31	外来 単独			
4	76***88	モトツチ ニジミ 本土 西美 男 S56.05.05	佐世保市島瀬町●●番●●号 コーポ○○○●●号	1-31	外来 単独	1,500	後保	※

レセプト請求の際、受給者番号は正確に転記してください。

同一月に入院と外来がある場合でも、受給者が同一人物の場合は、同じ受給者番号になります。

受付、問診時に誤って伝えられる場合があります。必ずご確認いただき、レセプトへ正確に転記してください。性別は氏名で判断できない場合があります。ご注意ください。

**注意**  
本人支払額（一部負担金）は、被保護者が窓口で支払いをする額です。被保護者の収入状況によって額の変更があり、毎月同じ金額が継続的に発生するとは限らないので、必ずご確認ください。  
ケースワーカーから連絡を受けた本人支払額と、医療券に印字されている本人支払額が違う場合は、必ず福祉事務所へご連絡ください。  
本人支払額はレセプトに正確に転記してください。（本人支払額と請求額が同額で、請求額が0円になっても、必ずレセプト請求を行ってください。）

75歳以上の方であり、公費負担医療のみの場合は、レセプトの「特記事項」欄への記載が必要です。

医療要否意見書が同封されます。ただし定例時以外は後日になる場合もあります。

※ 社会保険等との併用となる場合、併用券として、単独券とは別紙で発行されます。

No.	受給者番号	氏名 性・生年月日	居住地	有効期間	券種	本人支払額	後保 社保 感染症	意見書
1	15***73	エボシ タケウ 烏帽子 岳郎 男 S46.04.05	佐世保市烏帽子町●●番地	1-31	外来 併用		協会家族	
2	22***08	センブ クジ マモ 泉福寺 豆子 女 S21.02.20	佐世保市春日町●●番地	1-31	外来 併用		感染症	結核等の公費適用がある場合

併用券

※ 自立支援医療（精神通院、更生医療、育成医療）や特定医療費（指定難病）等10割公費負担と併用で他の診療等がある場合、医療券等は単独券となります。

医療券の発行枚数（連番）です。

11\*\*\*0

2 / 3

本件で承認した当月以外の請求は無効です。  
(注) 「意見書」欄で表示があるものは、意見書を同封しています。